

生活福祉資金 貸付のご案内

「生活福祉資金貸付制度」は、他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援により、経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした厚生労働省の要綱に基づく公的な貸付制度です。

相談や借入申請等はお住まいの市区町村社会福祉協議会で受付をしています。

1

総合支援資金



失業等により、日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の立て直しのための貸付けです。

* 「生活福祉資金貸付制度」には、上記のほか、低所得の高齢者世帯や生活保護を要する高齢者世帯に対し、今お住まいの居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活費をお貸しする不動産担保型生活資金があります。

* 「生活福祉資金貸付制度」以外に、住居のない離職者に対して、公的給付または公的貸付を申請している場合に、給付金または貸付金を受けるまでの当面の生活費を貸付ける「臨時特例つなぎ資金」があります。

2-1

福祉資金 緊急小口資金

緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合の貸付です。



2-2

福祉資金 福祉費

住宅の改修や障がい者世帯の自動車の購入、療養、引越しの経費等、生活を送る上で一時的に必要な経費のための貸付です。



3

教育支援資金

高校、大学、短大、専門学校の入学金・制服等入学時に必要な経費と、授業料や通学代等、就学に必要な経費の貸付です。

(※合格発表前の事前申請も可能です。)



☑ 「世帯」に対する貸付です。

個人ではなく、世帯を単位として貸付けします。会社組織や団体は、貸付対象外です。

☑ 貸付により「経済的自立が図られる」と見込まれることが必要です。

生活福祉資金は、貸付けることにより世帯の経済的自立が可能と判断できる場合に、貸付が行われます。一方で、貸付けることは新たな「借金を負う」ことになり、貸付金の償還(返済)が見込めない場合は、経済的自立につながるとは判断できないことから、貸付を行うことができません。

☑ 民生委員等の相談・支援が必要です。

世帯の生活の安定や立て直しを図ることを目的としているため、借入相談から償還(返済)完了まで、お住まいの地区の民生委員や市区町村社会福祉協議会、関係機関が相談・支援にあたります。

☑ 他の貸付制度及び公的支援を優先してご利用いただきます。

他の貸付制度を利用することが可能な場合は、他制度を利用いただくことになります。利子等の貸付条件を理由として生活福祉資金を利用することはできません。

☑ 事後申請は貸付対象外です。

すでに発注、購入、着工、支払い済みの費用は、貸付対象となりません。

※福祉資金 緊急小口資金は、支払い済みの費用も貸付対象となります。

※福祉資金 福祉費の療養関係経費・葬儀費用について、事前申請が困難な場合、支払い前であれば貸付対象とすることがあります。

資金種類		貸付限度額	据置期間	償還期間
1 総合支援資金	生活支援費	月額20万円（単身世帯15万円）	6か月以内	10 年以内
	住宅入居費	40万円	貸付日から 6か月以内	
	一時生活再建費	60万円		
2－1 福祉資金 緊急小口資金		10万円	2 か月以内	12 か月以内
2－2 福祉資金 福祉費	生業経費	460万円	6 か月以内	20 年以内
	技能習得関係経費	6か月130万円、1年220万円、2年400万円、3年580万円		8年以内
	住宅経費	250万円		7年以内
	福祉用具経費	170万円		8年以内
	障がい者自動車経費	250万円		8年以内
	中国年金追納経費	513.6万円		10 年以内
	療養関係経費	療養期間 1 年以内170万円、1 年6 か月以内230万円		5年以内
	介護関係経費	介護サービス期間 1 年以内170万円、1 年6 か月以内230万円		5年以内
	災害経費	150万円		7年以内
	冠婚葬祭経費	50万円		3年以内
	移転設備費	50万円		3年以内
	支度関係経費	50万円		3年以内
	その他の経費	50万円		3年以内
	3 教育支援資金	就学支度費		50万円
教育支援費		月額 高校3.5万円、短大6万円、大学6.5万円		

※総合支援資金・福祉費は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は、利子年1.5%。緊急小口資金・教育支援資金は、無利子。

◆ご利用いただける世帯

低所得世帯

資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められ、必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯

※世帯収入の目安があります。



障がい者世帯

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方の属する世帯
- ②障害者総合支援法によるサービスを利用している方の属する世帯

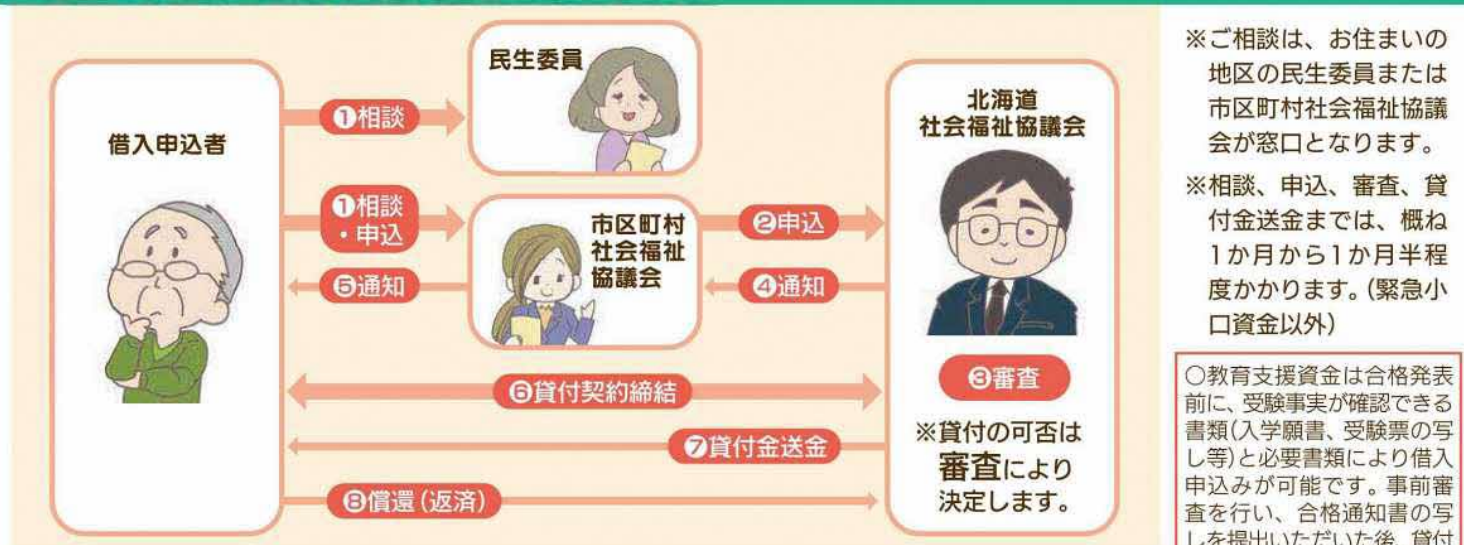


高齢者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯



◆相談・申込から貸付決定、償還までのながれ



*本紙に記載している内容以外にも貸付条件等がありますので、市区町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

取扱い社会福祉協議会

実施主体 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2.7

TEL : 011-241-4050 (生活支援課直通)

FAX : 011-251-3971

ホームページ <http://www.dosyakyo.or.jp>